

# 「民法改正」を踏まえた預金規定等の改正のお知らせ

当金庫は、2020年4月1日の民法（債権法）改正を踏まえ、各種預金規定等を改正いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

## 記

### 1. 改定内容

主な改定事項は下記のとおりです。（改定内容は、[新旧対照表](#)をご覧ください。）

- （1）定期預金の満期日前解約の制限の明確化
- （2）預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化
- （3）各種規定変更時の周知方法についての明確化

### 2. 改定日

2020年4月1日（水）

### 3. 改定する主な預金規定等

当座勘定規定	財産形成期日指定定期預金規定
総合口座取引規定	財形年金預金規定
普通預金規定（無利息型普通預金を含む）	財形住宅預金規定
貯蓄預金規定	休眠預金等活用法に係る規定（全預金共通）
納税準備預金規定	振込規定
通知預金規定	キャッシュカード規定（個人用）
定期積金（スーパー積金）規定	法人キャッシュカード規定（ICカード用）
期日指定定期預金規定	法人キャッシュカード規定（磁気カード用）
自動継続期日指定定期預金規定	ICカード特約
自由金利型定期預金(M型)規定（スーパー定期）	デビットカード取引規定
自動継続自由金利型定期預金(M型)規定（スーパー定期）	Pay-easy 口座振替受付サービス規定
自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	貸金庫規定
自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	自動貸金庫規定
変動金利定期預金規定	夜間金庫規定
自動継続変動金利定期預金規定	

\*規定により変更内容は異なりますので、2020年4月1日以降、変更後の規定を当金庫ホームページにてご確認ください。

\*ご不明な点等がございましたら、窓口へお問い合わせください。

2020年3月

## 2020年4月1日の民法改正を踏まえた改定（新旧対照表）

### （1）定期預金の満期日前解約の制限の明確化

#### ①改定の趣旨

改正民法（債権法）の下では、預金について寄託の規定を準用することとなり、「寄託者（預金者）は受寄者（信用金庫）に対していつでもその返還を請求できる」規定が適用され、別段の合意がない限り定期預金の満期日前であっても解約できることとなるため、定期預金の満期日前解約の制限について明確化するものです。

#### ②改定対象規定

期日指定定期預金規定等

#### ③改定例（期日指定定期預金規定）

改定後	改定前
<p>(利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3)<u>債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</u></p> <p>(4) <u>当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（少数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u> (以下省略)</p>	<p>(利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)<u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および「定期預金等共通規定」第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（少数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u> (以下省略)</p>

### （2）預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化

#### ①改定の趣旨

改正民法（債権法）において、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は取消すことができる旨が定められたことから、預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出を義務化するものです。

- ②改定対象規定  
普通預金規定等

③改定例（普通預金規定）

改定後	改定前
<p>(成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に当店に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>(成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

(3) 各種規定変更時の周知方法についての明確化

①改定の趣旨

改正民法（債権法）の下では、規定内容を改定する場合の手続き要件が明確化されたため、当金庫が規定内容を改定する際における手続きを規定上明記するものです。

②改定対象規定

普通預金規定等

③改定例（普通預金規定）

改定後	改定前
<p>(規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p>

以 上